

伊予市週休 2 日確保工事試行要領

令和 7 年 8 月 22 日
伊予市訓令第 19 号

伊予市週休 2 日確保工事試行要領（令和 4 年伊予市訓令第 30 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨に基づき、建設業の就労環境を改善し、中長期的な担い手の確保を図るため、伊予市が発注する工事において週休 2 日確保工事を実施することに対し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 週休 2 日確保工事 本要領に基づき、週単位（完全週休 2 日（土日））、月単位又は通期で現場閉所による週休 2 日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 週休 2 日 次に掲げる状態をいう。

ア 週単位（完全週休 2 日（土日）） 対象期間において、全ての週で現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態

イ 月単位 対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

ウ 通期 対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

(3) 対象期間 工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。ただし、次に掲げる期間を除く。

ア 年末年始の 6 日間（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

イ 夏季休暇の 3 日間（土日を除く。）

ウ 工場製作のみを実施している期間

エ 工事全体を一時中止している期間

オ 他工事との工程調整による不稼働期間

カ 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間

キ その他対象として取り扱うことが適当でない期間

(4) 現場閉所 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(5) 週休2日の達成判断 週休2日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても現場閉所日数に含めるものとする。

ア 週単位（完全週休2日（土日）） 対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。1週間の定義は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、本試行においては、悪天候等による現場閉所日の振替など受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受注者において事前に土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位 対象期間内全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5パーセント（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5パーセントに満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5パーセント以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期 対象期間内の現場閉所率が、28.5パーセント（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（対象工事）

第3条 週休2日確保工事は、伊予市（以下「発注者」という。）が発注する予定価格500万円以上の工事を対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（供用開始時期が決められている工事等）
- (2) 災害緊急復旧工事（災害の本復旧工事を除く。）
- (3) 現場条件又は対象期間の制約が厳しい工事
- (4) 対象期間のうち、実作業日数が1週間未満の工事
- (5) その他週休2日確保に取り組むことが適当でないと認められる工事

2 週休 2 日確保工事に取り組むものについては、全て発注時に通期の週休 2 日確保に取り組むことを指定し、発注者は、別に定める「週休 2 日確保工事の試行に関する特記仕様書」を設計図書に添付し、対象工事であることを明示するものとする。

3 受注後、受注者は発注者と協議のうえ、次の取組に変更することができる。

(1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事

(2) 月単位の週休 2 日確保工事

（現場閉所日の確保）

第 4 条 週休 2 日確保工事に取り組む場合は、原則として、対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。

2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替を行うことができる。なお、週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は、同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行うものとする。また、夜間工事は曜日を跨ぐため、週 7 回の夜間のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所を行ってれば、完全週休 2 日（土日）を達成しているとみなす。

3 受注者（下請けを含む。）は、現場閉所日において、現場での作業を一切行わないこととする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

(1) 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な対応であるもの

(2) 異常気象時等の緊急時の対応であるもの

(3) 現場見学会等、現場を公開するもの

(4) 発注者の指示によるもの

4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

（実施方法）

第 5 条 工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、通期の週休 2 日確保を反映したものとする。

2 受注者は、第 3 条第 3 項の規定により取組を変更する場合は、工事着手日までに協議書により発注者と協議しなければならない。変更した場合は、前項の規定にかかわらず次のとおり実施することとする。

- (1) 週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保工事へ変更する場合、工事請負契約書第 3 条に基づき受注者が提出する工程表は、週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保を反映したものとす。
- 3 受注者は、工事途中に協議書に理由を記載し通知することで、週休 2 日の取組を次のとおり変更することができる。
 - (1) 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日確保工事は、月単位又は通期の週休 2 日確保工事に変更することができる。
 - (2) 月単位の週休 2 日確保工事は、通期の週休 2 日確保工事に変更することができる。
- 4 受注者は、工事看板等で週休 2 日確保工事である旨を周知するものとする。
- 5 受注者は、第 4 条第 2 項の規定により現場閉所日の振替を行う場合は、協議書にその理由と振替を行う日を記載し、発注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、工事変更請負契約に当たっては、あらかじめ現場閉所率を確認するものとする。なお、受注者は、工事日報や K Y 活動日誌等確認に必要な資料を整備し、発注者から請求があった場合は、速やかに提出又は提示しなければならない。
- 7 受注者は、工事途中において週休 2 日確保工事を取りやめる場合は、その理由を記載した協議書を提出し、発注者の承諾を得なければならない。
（費用の計上）

第 6 条 第 5 条第 2 項の規定により週単位（完全週休 2 日（土日））又は月単位の週休 2 日確保に取り組んだ工事については、各取組に応じた次項及び第 3 項の規定による費用の補正を行い、最終変更請負契約においてその費用を計上するものとする。

- 2 労務費及び間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）の補正は、次の各号に掲げる区分に応じ、別表に定めるところによる。
 - (1) 土木工事標準積算基準書、下水道用設計標準歩掛表又は水道施設整備に係る歩掛表による工事（以下「土木工事等」という。） 別表の 1
 - (2) 土地改良工事積算基準による工事（以下「農業土木工事」という。） 別表の 2
 - (3) 治山林道必携による工事（以下「森林土木工事」という。） 別表の 3

(4) 港湾土木請負工事積算基準又は漁港漁場関係工事積算基準による工事（以下「港湾工事」という。） 別表の4

(5) 公共建築工事積算基準による工事（以下「営繕工事」という。） 別表の5

3 前項の規定にかかわらず、市場単価等については、次の各号に掲げる区分に応じ補正する。

(1) 土木工事等、農業土木工事及び森林土木工事における市場単価の補正については、別紙1のとおりとする。

(2) 土木工事等、農業土木工事及び森林土木工事における土木工事標準単価の補正については、別紙2のとおりとする。

(3) 港湾工事における市場単価の補正については、別紙3のとおりとする。

(4) 営繕工事における市場単価の補正については、別紙4のとおりとする。

(5) 労務費分が明らかとなっていない市場単価等については、補正の対象としない。

（工事成績評定）

第7条 通期の週休2日確保を達成した工事については、工事成績評定の「工程管理」で加点評価を行う。週単位（完全週休2日（土日））又は月単位の週休2日確保を達成した工事については、「創意工夫」において追加で加点評価を行う。

2 週休2日確保を取りやめた工事であっても、工事成績評定による減点評価は行わない。ただし、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令遵守等」で減点措置を行う。

（留意事項）

第8条 週休2日確保工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

(1) 工事を一時中止した場合は、週休2日が確保できる工期を延期する。

(2) 週休2日の確保を理由とする工期延期は認めないものとする。

(3) 施工箇所が点在する対象工事の場合は、工事全体として判断する。

(4) 現場閉所率は少数第1位までとし、少数第2位を四捨五入とする。

（アンケート調査等）

第9条 発注者が週休2日確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後であっても同様とする。

(その他)

第 10 条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第6条関係）

1 土木工事等

取組状況	週単位	月単位	通期	取りやめ
労務費	1.02	1.02	1.00	1.00
共通管理費率	1.02	1.01	1.00	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00	1.00

2 農業土木工事

取組状況	週単位	月単位	通期	取りやめ
労務費	1.02	1.02	1.00	1.00
共通管理費率	1.05	1.04	1.00	1.00
現場管理費率	1.06	1.05	1.00	1.00

3 森林土木工事

取組状況	週単位	月単位	通期	取りやめ
労務費	1.02	1.02	1.00	1.00
共通管理費率	1.05	1.04	1.00	1.00
現場管理費率	1.06	1.05	1.00	1.00

4 港湾工事

取組状況	月単位 <small>(港湾請負工事積算基準)</small>	月単位 <small>(土木請負工事積算基準)</small>	通期	取りやめ
労務費	1.02	1.02	1.00	1.00
共通管理費率	1.02	1.01	1.00	1.00
現場管理費率	1.03	1.02	1.00	1.00

5 営繕工事

取組状況	週単位	月単位	通期	取りやめ
労務費	1.02	1.02	1.00	1.00
現場管理費率	1.01	—	—	—

別紙 1 (第 6 条関係)

市場単価の補正 (土木工事等、農業土木工事及び森林土木工事)

補正する市場単価は、週休 2 日の取組状況に応じ、以下の補正係数を乗じて算出する。

名 称	区 分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードレール)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (ガードパイプ)	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (横断・転落防止柵)	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工 (落石防止柵)		1.01	1.01
防護柵設置工 (落石防止網)		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工 (ロックボルト工)		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00

名 称	区 分	補正係数	
		週単位	月単位
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 (ウォータージェット工)		1.01	1.01
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01
砂基礎工	人力	1.02	1.02
	機械	1.02	1.02
砕石基礎工	人力	1.02	1.02
	機械	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00
取付管及びます設置工	ます設置	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01

通期の週休 2 日確保工事については、補正しない。

別紙 2（第 6 条関係）

土木工事標準単価の補正（土木工事等、農業土木工事及び森林土木工事）

補正する土木工事標準単価は、週休 2 日の取組状況に応じ、以下の補正係数を乗じて算出する。

名 称	区 分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02

名 称	区 分	補正係数	
		週単位	月単位
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ハンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

通期の週休2日確保工事については、補正しない。

別紙 3 (第 6 条関係)

市場単価の補正 (港湾工事 (港湾に関わる海岸を含む。))

補正する市場単価は、港湾請負工事積算基準第 4 章市場単価に記載のあるもののうち、港湾工事市場単価を対象とし、以下の補正係数を乗じて算出する。

工 種	補正係数
	月単位
底面工	1.01
マット工 (アスファルトマット設置)	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工 (吊鉄筋・吊バー)	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工 (ポンプ打設)	1.02
コンクリート打設工 (ポンプ打設以外)	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付工	1.02
防舷材取付工	1.02
車止・縁金物取付工	1.02
係船柱・防舷材・車止撤去工	1.02
電気防食工	1.02
防砂目地板取付工 (陸上施工)	1.02
防砂目地板取付工 (水中施工)	1.02
吸出し防止工 (陸上施工・海上施工)	1.02
港湾構造物塗装工 (係船柱・車止・縁金物塗装)	1.01
ペトロラタム被覆工	1.02
現場鋼材溶接・切断工 (陸上施工・海上施工)	1.02
現場鋼材溶接・切断工 (水中施工)	1.02

工 種	補正係数
	月単位
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01

通期の週休 2 日確保工事については、補正しない。

別紙 4（第 6 条関係）

市場単価等の補正（営繕工事）

市場単価等については、以下により補正する。

1 市場単価及び補正市場単価

市場単価及び補正市場単価は、以下の表 A-2、表 E-2 及び M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

※ 「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）による。

※ 執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8（3）ロ、基準補正単価の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表 A-2、表 E-2 及び M-2 の改修補正率を用いた上記の式により市場単価又は補正市場単価を補正して算定すること。

2 物価資料に掲載された材工単価

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、当該掲載価格を以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

表 A-2 建築工事の補正率

工 種	適 用	月単位及び週単位の週休 2 日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、 物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事 (シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具 (ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具 (シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08

工 種	適 用	月単位及び週単位の週休2日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表 E - 2 電気設備工事の補正率

工 種	適 用	月単位及び週単位の週休2日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事)金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事)銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	適 用	月単位及び週単位の週休2日確保工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22